

○大山崎町総合計画条例

平成26年6月24日

条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、総合計画に関し必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な町政の運営を図り、もって町民の福祉の向上と住みよいまちづくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本町のまちづくりの指針となる最上位の計画として、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本町のまちづくりの将来像と基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想で定めた町の将来像と基本目標を具体化するための施策の方向を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 町長は、第1条の目的の達成を図るため、総合計画を策定するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第4条 町長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、第7条に規定する大山崎町総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第5条 町長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(町政の各分野における計画との関係)

第6条 町政の各分野における計画を策定するにあたっては、総合計画との整合を図るものとする。

(総合計画審議会の設置)

第7条 第4条の規定による諮問に応じて調査及び審議するために、大山崎町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会の委員は、20人以内で組織する。
- 3 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 知識経験を有する者
 - (2) 町内各種団体の代表者
 - (3) 一般町民
 - (4) その他町長が適当と認める者
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(大山崎町総合計画審議会条例の廃止)
- 2 大山崎町総合計画審議会条例（昭和60年条例第1号）は、廃止する。
(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第12号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

○大山崎町総合計画条例施行規則

平成26年8月1日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、大山崎町総合計画条例（平成26年条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(総合計画の計画期間)

第2条 条例第2条に規定する総合計画の期間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 基本構想 10年
- (2) 基本計画 5年

(実施計画の策定)

第3条 基本計画で定めた施策を実現するための具体的方策を示すために、実施計画を策定する。

- 2 実施計画の期間は、3年とする。ただし、1年を経過するごとに見直すものとする。

(総合計画審議会)

第4条 条例第7条の規定による大山崎町総合計画審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

4 部会の会議は、前条の例による。

第7条 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庁内体制)

第8条 総合計画の計画素案等について調査及び審議するために、庁内に大山崎町総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

2 策定委員会は、町長が任命する者をもって組織し、委員名を総括委員とする。

3 策定委員会の総括委員は、職員のうち部長級及び課長の職にある者により構成し、計画素案の審議及びその他必要な事項の審議を行う。

4 策定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

5 策定委員会の委員長及び副委員長は、町長の指名するものをもってあてる。

第9条 策定委員会を補助するため、検討部会を置く。

2 検討部会は、基本計画内の施策の分野ごとに設置する。

3 検討部会は、本庁に勤務する職員のうち各分野を所管する部署の管理職員等及びリーダーの職にある者により構成し、計画素案に係る調査及び計画素案の作成を行う。

(庶務)

第10条 審議会及び庁内体制の庶務は、総合計画に関する事務を所管する部局において所掌する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日以後最初に召集される審議会の会議は、第5条第1項の規定にかか

わらず、町長が招集する。

(大山崎町総合計画策定に関する規則の廃止)

- 3 大山崎町総合計画策定に関する規則(昭和47年規則第9号)は、廃止する。

(大山崎町総合計画審議会運営規則の廃止)

- 4 大山崎町総合計画審議会運営規則(昭和60年規則第8号)は、廃止する。

附 則(令和2年規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

○大山崎町議会基本条例

平成26年9月22日

条例第17号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 議会及び議員の活動原則（第4条・第5条）
- 第3章 町民と議会の関係（第6条）
- 第4章 議会と町長等の関係（第7条—第10条）
- 第5章 議会の運営（第11条—第15条）
- 第6章 議会の活動基盤（第16条—第24条）
- 第7章 議会改革の推進（第25条・第26条）
- 第8章 補則（第27条）

附則

前文

私たち大山崎町議会は、選挙により選ばれた議員で構成された町民の代表であり、首長とともに、憲法に定められた二元代表制の一翼を成すものです。

議会は、その役割を深く自覚し、すなわち執行機関の監視、評価機能及び、政策提言、立案等について、その機能をいかんなく発揮し、町民の負託に応えるとともに、地方自治の本旨にのっとり、住民福祉の向上と町政の発展を目指し、ここに大山崎町議会基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、町民に身近な存在である議会及び議員の活動の活性化と充実を図り、二元代表制にふさわしく町民に開かれた議会運営の基本的事項を定めることによって町民の負託にこたえ、福祉の向上と町政の発展を目指すことを目的とします。

(この条例の位置付け)

第2条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会における最高規範です。

2 議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例の趣旨を十分に尊重しなければなりません。

(議会及び議員の責務)

第3条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営します。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第4条 議会は、町民の代表機関であることを自覚し、町民に開かれた議会運営を目指すため、議会に関する情報を公開し、議会の透明性の向上及び信頼の確保に努めます。

2 議会は、町民の意思を的確に把握し、把握した意見及び町政運営の状況を踏まえ、政策立案及び政策提案を行います。

3 議会は、充実した調査活動に基づき、論点及び争点を明確にした審議と討論を行います。

4 議会は、議員相互間の活発な議論が行われるよう努めるとともに、議員平等の原則にのっとり、民主的で円滑な運営を推進します。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、町民の代表として、町民の多様な意見を把握して町政に反映させるため、積極的に政策の提案及び提言を行い、町民福祉の向上及び町政の発展に取り組むことを使命とします。

2 議員は、町民の負託にこたえるため、町民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、町民代表としてふさわしい活動を行います。

3 議員は、議員相互間の活発な討論と議論を推進します。

4 議員は、自らの議会活動について、町民にわかりやすく説明します。

第3章 町民と議会の関係

(町民参加と議会との関係)

第6条 議会は、その透明性を高めるとともに町民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を積極的に公開するものとします。

- 2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開とします。
- 3 議会は、必要に応じて地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）による専門的知見の活用、並びに参考人制度及び公聴会制度を活用して町長及び執行機関の職員（以下「町長等」という。）の意見を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとします。
- 4 議会は、委員会での請願及び陳情の審査においては、提案者の意見を聴く場を設けることができます。
- 5 議会は、議案に対する各議員の態度を議会広報及びホームページで公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めます。
- 6 議会は、必要に応じて町民との懇談会及び議会報告会等、町民との意見交換の場を設けるなど、町民の意見を把握して議会活動に反映させるよう努めるものとします。

第4章 議会と町長等の関係

(議会と執行機関との関係)

第7条 議会は、町政運営を常に監視及び評価し、町長等とは常に緊張関係を保持するよう努めます。

- 2 議会の本会議における議員と町長等の質疑応答について、議員は論点及び争点を明らかにして質疑又は質問するものとします。この場合、町長等は、誠実に答弁しなければなりません。
- 3 本会議及び委員会において、町長等は議員の質問に対して、議長又は委員長の許可を得て質問の趣旨を確認するため発言することができます。この場合、議長又は委員長は、必要に応じて、発言の差し止め又は取り消しを命ずることができるものとします。
- 4 議員は、法で規定されている場合を除き、町長等の指揮下にある審議会など、附属機関への委員としての参画をしてはならないものとします。

(町長による政策形成過程等の説明)

第8条 議会は、提案された重要な政策、施策又は計画等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点を整理し、その政策水準を高めるとともに、議会責任を担保するため、提案に対し次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとしします。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策等の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 総合計画等における根拠又は位置づけ
- (5) 関係ある法令及び条例等
- (6) 政策等の実施にかかる財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算
(予算・決算における政策説明資料の提出)

第9条 議会は、町長に対し、提案される予算案及び決算の審議にあたっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別・事業別の政策説明資料を提出するよう求めるものとしします。

(議会の議決事項)

第10条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事項は、総合計画基本構想に基づく基本計画の策定、変更等としします。

第5章 議会の運営

(本会議)

第11条 定例会の回数については、大山崎町議会定例会に関する条例（昭和31年条例第9号）の定めるところによります。

- 2 定例会及び臨時会の会期及びその延長並びに開閉に関する事項は、会議規則の定めるところによります。

(議員間の自由討議)

第12条 議員は、議会が自由な討議を行う場所であることを認識しなければなりません。

- 2 議員は、議会の運営及び議案等の審議又は審査において、議員間の相互の自由討議に

努め、議論を尽くし、議会の意思を決定しなければなりません。

- 3 議員は、議員相互間の自由討議により合意形成し、政策立案、政策提言等を積極的に努めるものとします。

(委員会)

第13条 委員会は、所管にかかわる町政の課題について町長提案の議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を積極的に行うものとします。

- 2 常任委員会は、町政の課題、町長等による政策の形成、事務事業の執行の状況等に対応して機能的に開くものとします。
- 3 特別委員会は、町政の課題等に対応して必要がある場合に設置するものとします。
- 4 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら、町民に対しわかりやすい議論を行うよう努めます。

(調査機関の設置)

第14条 議会は、町政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、有識者等で構成する調査機関を設置することができます。

- 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査機関に議員を構成員として加えることができます。

(会派)

第15条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができます。

- 2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究等を行います。

第6章 議会の活動基盤

(議員定数)

第16条 議員定数は、大山崎町議会の議員の定数を定める条例（平成14年条例第27号）に定めるところによります。

- 2 議員定数の改正に当たっては、行財政の視点及び他団体との比較だけでなく、この条例に定める議員の役割を果たし、町民の意思を把握し町政に反映させるために必要な人数を考慮するものとします。

(議員報酬)

第17条 議員報酬は、大山崎町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年条例第2号）に定めるところによります。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、行財政の視点及び他団体との比較だけでなく、議会機能の充実や町政の現状と課題、及び将来の予測と展望を十分に考慮するものとします。

(議員の政治倫理)

第18条 議員は、町民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを深く自覚し、地位に基づく影響力を不正に行使するなど、町民の疑惑を招くことのないよう行動するものとします。

(政務活動費)

第19条 政務活動費は、大山崎町議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年条例第1号）に基づき、町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に資するために交付します。

- 2 議会は、政務活動費の使途については、公正性、透明性を確保するために公開します。

(議員研修の充実強化)

第20条 議会は、議員の審議能力、政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員の研修の充実強化を図ります。

- 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行うものとします。

(議会広報の充実)

第21条 議会は、議会広報誌、ホームページ等多様な広報手段を活用し、議会活動に関する情報の積極的な公開に努めます。

- 2 議会は広報編集委員会を設置し、議会広報誌及びホームページの充実に努めます。

(議会事務局)

第22条 議会は、その権能の発揮、及び議会活動の円滑かつ効率的な運営に資するため、議会事務局の機能の充実及び組織の体制整備に努めます。

(議会図書室)

第23条 議会は、議会及び議員の調査研究に資するため設置する議会図書室を適正に管理、運営するとともにその充実に努め、併せて町民への公開や有効活用を図ります。

2 議員は、調査研究のため、積極的に議会図書室を利用するものとします。

(災害時の対応)

第24条 議会は、災害時において積極的に対応できるよう、危機管理体制の整備に努めるものとします。

2 災害時の議会の活動基準に関しては、大山崎町議会業務継続計画（議会が災害時においても議会としての機能を果たすために必要な事項を定めた計画をいう。）で定めるところによります。

第7章 議会改革の推進

(議会の機能の強化)

第25条 議会は、その権能を発揮し、及び発展させるため、議会改革に継続的に取り組むなど、既存の制度や運営の方法等について、不断の見直しを行うものとします。

(交流及び連携の推進)

第26条 議会は、他の地方議会等との連携を図りながら、その権能の発展及び機能の強化を図るための活動、研究等を行うものとします。

第8章 補則

(条例の見直し)

第27条 議会は、社会情勢の変化、町民の意見等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講じることとします。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

附 則 (令和5年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。